令和７年度大田区中学校生徒海外派遣事業委託受託事業者募集要項

令和６年12月

大田区

**第１　募集の趣旨・概要**

**１　募集の趣旨**

大田区では、大田区立中学校生徒を海外へ派遣する中学校生徒海外派遣事業を実施しています。本事業は、中学校生徒が海外での生活を通じて、外国の生活及び文化の理解並びに外国語の習熟を図り、国際社会において信頼及び尊敬の得られる人間として成長することを目的とします。

以上のことを踏まえ、海外派遣中に起こりうる事態に対応できる知識と経験、そして中学校生徒に質の高い外国の生活及び文化を体験できる企画の提供ができる事業者を募集します。

**２　委託する業務の内容**

大田区立中学校生徒を以下の２都市へ派遣します。

(１)　アメリカ合衆国　セーラム市（Ａコース）概算金額26,519千円（税込）

(２)　オーストラリア連邦　パース市周辺（Ｂコース）概算金額28,607千円（税込）

　※詳細については、別添の「仕様書」及び「令和７年度大田区中学校生徒海外派遣

　　事業委託内容」をご覧ください。

**３　選定方式**

　公募型プロポーザル方式

　信頼性、事業実施能力、事業に係る意欲、積極性、先進性等を総合的に評価し、

選定します。

**４　委託期間**

契約締結日から令和７年10月31日まで

 なお、契約は単年度限り

**５　公募・選定スケジュール**※スケジュールは変更となる可能性があります。

|  |  |
| --- | --- |
| 項　目 | 時　期 |
| 募集要項等の公表（大田区ＨＰ） | 令和６年12月16日（月） |
| 募集内容に関する質問の受付期限 | 令和６年12月19日（木） |
| 質問への回答 | 令和６年12月24日（火） |
| 応募書類の提出期限 | 令和７年１月９日（木） |
| 書類審査（一次審査） | 令和７年１月14日（火）から令和７年１月17日（金）まで |
| 結果通知発送 | 令和７年１月20日（月） |
| 提案審査（二次審査） | 令和７年１月28日（火） |
| 選定結果通知発送 | 令和７年１月29日（水） |
| 結果公表（大田区ＨＰ） | 令和７年３月４日（火） |

**第２　応募について**

**１　応募要件**

　令和７年１月９日現在、次の要件を全て満たす事業者が、本公募に応募することができます。

(１)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しないこと。

　(２)　過去に本区又は他市区町村において海外派遣事業を受託した実績を有すること。

　(３)　大田区、国及び他の自治体から入札参加資格指名停止措置を受けていないこと。

　(４)　会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225

　　　号）に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。

　(５)　直近１年間の国税、地方税を滞納していないこと。

　(６)　大田区暴力団排除条例（平成24年条例第38号）第２条第１号に規定する暴力団（暴力団関係者を含む。）でないこと。

　(７)　地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の２（議員の関係私企業への就

　　　職の制限）、第142条（長の請負人等になることの禁止）、第166条（副区長の兼

　　　職禁止・事務引継）及び第180条の５第６項（委員会の委員及び委員の兼業禁止）

　　　に該当しないこと。

　(８)　本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有すること。

**２　応募方法**

(１)　参加申込書の提出

本事業に応募する事業者は、①Ａコース及びＢコース、②Ａコースのみ、③Ｂコースのみのいずれかを選択し、参加意向確認書（様式１）を（２）の書類提出前に、区まで提出してください。

　(２)　応募書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 番号 | 書類名（※１） | 部数 |
| １ | 令和７年度大田区中学校生徒海外派遣事業委託応募申請書（様式２） | 原本１部 |
| ２ | 誓約書（様式３） | 原本１部 |
| ３ | 見積書（様式４） | Ａコース・Ｂコース各１部（※２） |
| ４ | 企画提案書 | 原本１部・副本10部 |
| ５ | 書類提出日の３か月以内に発行された直近決算分の法人事業税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明 | 原本各１部 |
| ６ | 書類提出日の３か月以内に発行された法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書） | 原本１部 |
| ７ | 保有する認証資格等の写（旅行業登録票、加入している旅行業界の会員証、自社の旅行業約款） | 正本各１部 |

※１　様式は大田区ホームページからダウンロードできます。

※２　Ａコースのみを希望する場合、Ｂコースの見積書の提出は不要です（逆も同様）。

　(３)　提出方法

ア　フラットファイル等に綴らずに、ダブルクリップ等で束ねたものを提出してください。企画提案書の副本10部も同様です。

イ　企画提案書は、20ページ（表紙含まず。）以内にまとめてください。それ以上は審査対象としません。Ａ４版タテ左とじ、目次を作成し、ページ番号を付してください。インデックスはつけないでください。

ウ　企画提案書の「副本」は、事業者の名称が特定できる表示又はそれを類推できる表示（会社名、代表者名、会社ロゴ等）は、記載しないでください。やむを得ない場合は、該当箇所にマスキング（塗りつぶし）処理を施してください。

エ　事前に電話で提出日時を連絡の上、提出書類を提出場所へ受付時間内に持参してください。郵送による提出はできません。

　(４)　提出場所及び受付時間

　　　　大田区蒲田五丁目37番１号　ニッセイアロマスクエア５階

　　　　大田区教育総務部指導課　管理係

　　　　電話　03－5744－1436

　　　　受付時間　午前９時～正午、午後１時～５時（土・日・祝日を除く。）

　(５)　書類作成・応募に当たっての留意点

　　ア　応募に必要な費用は、応募事業者の負担となります。

イ　提出された書類は、理由の如何を問わず返却いたしません。

ウ　参加申込書提出後に本公募の応募を辞退する場合は、辞退届（様式５）を提出してください。

エ　提出した提案書等書類の内容の変更及び追加はできません。

オ　応募書類は、公文書として大田区情報公開条例に基づき、区に対する情報公開の対象文書となります。ただし、公開することで個人が識別される場合、事業者の正当な利益を害するおそれがあると区が判断する部分については公開しません。

(６)　提出締切

**令和７年１月９日（木）午後５時（※変更となる場合があります。）**

**３　質問受付**

　(１)　質問方法

本公募について、質問事項がある場合は、募集に関する質問票（様式６）に記入の上、次の送信先に電子メールにて送信してください（当該質問票によらない場合及び電子メール以外の方法による場合は、受付けません。）。

(２)　送信先

　電子メールアドレス：sido＠city.ota.tokyo.jp

　（件名は「【質問票】令和７年度大田区中学校生徒海外派遣事業委託公募」としてください。）

(３)　送信締切日時

**令和６年12月19日（木）午後５時**

(４)　留意事項

ア　質問は、項目ごとに質問票を１枚使用し、簡潔に記入してください。

イ　メール送信後に送信確認のため、区担当者宛に電話にて連絡してください。

ウ　本公募と直接関係がない質問については、回答しません。またそれに対する問合せには、一切お答えいたしません。

(５)　質問に対する回答

区のホームページにて一括して回答します。

回答予定日は**令和６年12月24日（火）**です。個別の回答は行いません。

**第３　選定について**

**１　選定方法**

　　選定に当たり、大田区中学校生徒海外派遣事業委託事業者選定委員会を設置し、

次のとおり選定します。

　(１)　書類審査（一次審査）

　　　　本募集要項第２の２により、提出された書類を審査します。

　(２)　提案審査（二次審査）

書類審査を通過した法人に対し、ヒアリング形式（プレゼンテーションを含む。）による審査を行います。

※日時及び審査の詳細については、別途文書にて通知します。

※提案審査の傍聴はできません。

　(３)　判定

　　　　書類審査（一次審査）及び提案審査（二次審査）の結果を踏まえ、本業務の受

　　　託候補事業者として最も適すると認められる事業者を選定します。なお、選定結果は、応募された全ての事業者へ文書にて通知し、区のホームページで発表します。

**２**　**審査項目等**

　　審査項目と審査の視点（概要）については、次のとおりです。

（１）一次審査

|  |
| --- |
| 審査項目 |
| 地域性 | 支店・駐在員等の所在地 |
| 受託実績 | 同様事業の受託実績 |
| 企画提案内容 | 支援内容 | 派遣生徒・保護者に対する支援 |
| 事前・事後研修会の支援 |
| 海外派遣内容 | 全体行程 |
| ホームステイ先の選定 |
| 現地での語学研修 |
| 現地での文化・自然体験 |
| 安全管理 | 日本・現地でのサポート体制 |
| 緊急時の連絡体制 |
| 見積提案価格 | 適正運営価格の算出 |

　　※上記を踏まえ、具体的でオリジナリティのあふれる企画を提案してください。

(２)二次審査　提案審査（ヒアリング形式）

　　　　審査項目（予定）

　　　　・事業に対する支援内容

　　　　・全体行程

　　　　・安全管理

　　　　・臨機応変・柔軟な事業への対応

**３ 失格及び候補除外**

応募した事業者又はその関係者が、次のいずれかに該当した場合は、当該選定委員会においてその応募を失格とし、事業の受託候補者となっている場合はその対象から除外することがあります。

　(１)　第２の１の応募要件を満たさなくなった場合

(２)　受付期間内に提出書類が全て提出されなかった場合

　(３)　提出書類に虚偽の記載があった場合

(４)　本募集要項に違反又は著しく逸脱した場合

　(５)　本公募の採否に係る働きかけを目的とし、直接又は間接に本公募関係者と接触

　　　をもった場合

**第４　その他留意事項**

(１)　本事業を受託した事業者（以下「受託事業者」という。）は、個人情報及び機密情報の取扱いに関する付帯条項を遵守し、安定した質の高い業務を遂行すること。

(２)　受託事業者は、委託事業開始後、受託事業者の責めに帰すべき事由により、中学校生徒、保護者、教員又は区に損害を与えた場合、その損害を賠償すること。

（３）　本委託事業は、令和７年度予算（案）について、大田区議会の議決を得られ

ることを条件として、区と受託事業者の間で業務委託契約締結の調整を図るもの

であること。

 (４)本募集要項に定めのない事項については、区の指示によること。

事 務 局

所在地　　郵便番号　144－8623

　　　　　東京都大田区蒲田五丁目37番１号　ニッセイアロマスクエア５階

　　　　　大田区教育総務部指導課管理係

電　話　　03－5744－1436

ＦＡＸ　　03－5744－1665

メールアドレス　 sido@city.ota.tokyo.jp